

五島市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
19年度	44,167人	270億593万5千円	4億9,344万2千円	55億926万1千円	20.4%	18.1%

(注) 1 人件費には、退職手当組合負担金及び特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉	計 B	
19年度	595人	23億5,570万9千円	3億4,556万1千円	9億7,979万6千円	36億8,106万6千円	618万7千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

(3) 特記事項 給与の抑制措置

① 職員の給与の10%引き下げ（平成18年4月1日より実施）

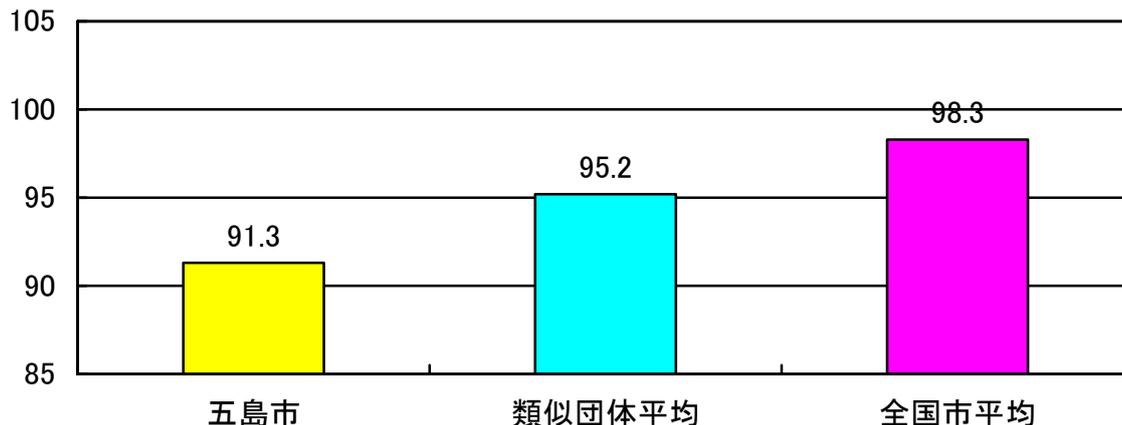
② 常勤の特別職給与の20%引き下げ（平成18年4月1日より実施）

役職	引き下げ前の給料月額	引き下げ後の給料月額	引き下げ額
市長	830,000円	664,000円	166,000円
副市長	680,000円	544,000円	136,000円
教育長	603,000円	482,400円	120,600円

③ 管理職手当の支給率を1～2%引き下げ（平成17年4月1日より実施）

役職	引き下げ前	引き下げ後
課長級	給料月額の12%	給料月額の10%
課長補佐級	給料月額の8%	給料月額の7%

(4) ラスパイレス指数の状況（平成20年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
五島市	42.9歳	311,683円	352,866円	338,672円
長崎県	43.5歳	356,049円	440,998円	393,573円
国	41.1歳	325,113円	—	387,506円
類似団体	43.3歳	329,780円	374,819円	356,762円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢(歳)	職員数(人)	平均給料月額(円)	平均給与月額(A) (円)	平均給与月額(国ベース) (円)	対応する民間の類似職種	平均年齢(歳)	平均給与月額(B)(円)	
五島市	46.7歳	37	332,132円	352,926円	350,536円	—			
うち用務員	48.0歳	24	342,092円	361,350円	359,196円	用務員	53.9歳	225,900円	1.60
うち運転手	41.2歳	2	285,000円	319,285円	316,235円	自家用自動車運転手	56.9歳	219,900円	1.45
うち清掃職員	42.8歳	2	283,400円	296,929円	293,160円	廃棄物処理業従業員	43.6歳	229,700円	1.29

長崎県	45.7歳	558	319,526円	374,779円	345,837円	—			
国	48.9歳	4,784	284,679円	—	320,623円	—			
類似団体	47.7歳	35	303,102円	325,939円	316,383円	—			

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
五島市	5,865,977円	—	—
うち用務員	6,017,188円	3,227,400円	1.86
うち運転手	5,142,505円	3,296,100円	1.56
うち清掃職員	4,911,129円	4,170,000円	1.18

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成17年～19年の3カ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
五島市	44.3歳	335,522円	354,229円	347,498円
長崎県	43.1歳	393,480円	458,603円	—
類似団体	43.8歳	330,192円	348,403円	—

④消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
五島市	40.8歳	283,719円	329,154円	304,895円
類似団体	40.3歳	305,971円	365,631円	332,583円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		五島市	長崎県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	154,980円	172,200円	172,200円
	高校卒	126,090円	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	126,090円	154,300円	—

(3) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数21年
一般行政職	大学卒	239,625円	292,590円	342,900円
	高校卒	198,270円	244,800円	308,934円
区 分		経験年数10年	経験年数14年	経験年数21年
技能労務職	高校卒		237,870円	301,860円

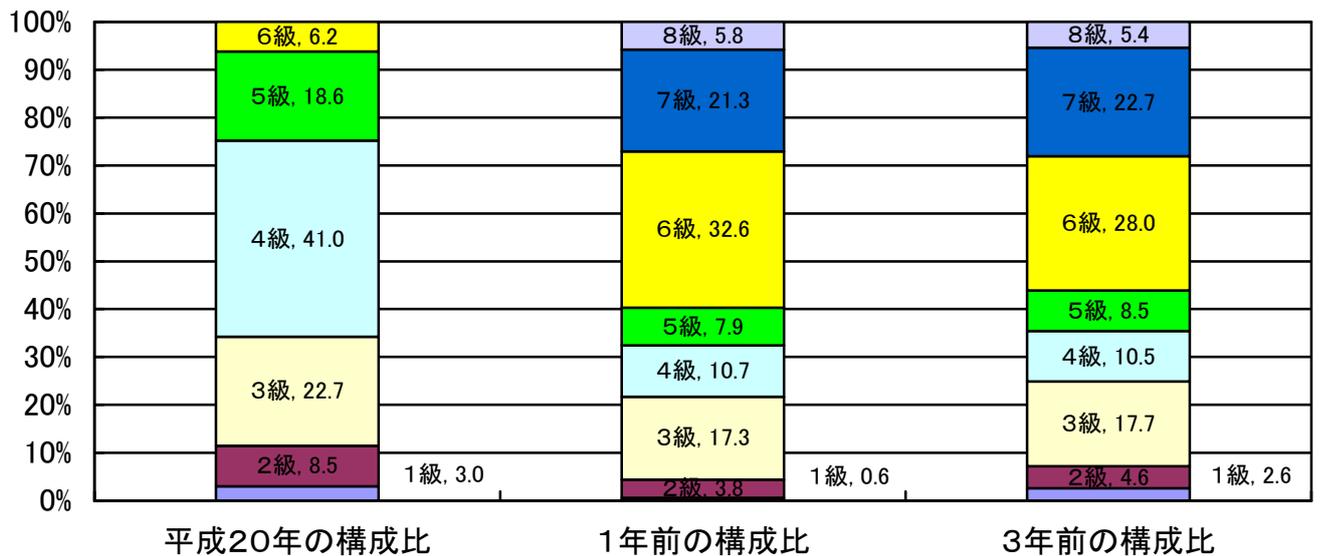
※ 経験年数に近似の職員がいない項目は、空欄となっています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長 支所長	27人	6.2%
5級	課長補佐	81人	18.6%
4級	係長	179人	41.0%
3級	係長 上級係員	99人	22.7%
2級	上級係員	37人	8.5%
1級	事務職員	13人	3.0%

- (注) 1 五島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成20年1月に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績が良好でない者や、病休・休職等で昇給期間の6分の1以上勤務しなかった者、育児休業中の者等は、次期昇給期が延伸されます。
- 現在、人事評価制度を試行中です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

五島市(企業職を除く)	長崎県	国
1人当たり平均支給額(19年度) 157万3千円	1人当たり平均支給額(19年度) 185万8千円	—
(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

○ 成績率
・ 標準：75.0/100
・ 基準日前6ヶ月において、懲戒処分を受けた者：56/100 から 36/100
○ 期間率
・ 標準：期間率100/100
・ 基準日前6ヶ月間において、勤務しなかった日から週休日、休日を除いた期間が30日を超える場合は除算期間となります。

(2) 退職手当（平成20年4月1日現在）

五 島 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置 (5%~50%加算)			その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり 平均支給額	自己都合 1,368万5千円	勸奨・定年 2,657万2千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

区 分		企業職を除く	
支給実績（19年度決算）（企業職を除く）		2,535万9千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）		288,173円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）		12.0%	
手当の種類（手当数）		14	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収事務従事者 手当	市税の徴収事務に専従する職員	市税の徴収事務	月額 3,500円
福祉事務従事者 手当	福祉事務従事職員のうち、現業又は査察事務に従事する職員	福祉事務のうち、現業又は査察事務	月額 8,800円

行旅死亡人等収容手当	行旅死亡人、行旅病人の収容に従事した職員	行旅死亡人、行旅病人の収容	○行旅死亡人の収容 1件につき4,000円 ○行旅病人の収容 1件につき1,600円
感染症防疫作業従事者手当	感染の危険がある作業等に従事した職員	感染症又は家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者（患者）若しくは感染症の疑いのある患者（疑似患者）の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業	日額 600円
養護老人ホーム勤務手当	養護老人ホームに勤務する介護職員	養護老人ホームにおける介護業務	月額 3,200円
高所勤務手当	高所において作業等に従事する職員	地上5メートル以上の箇所における工事の指導監督又は作業	日額 270円
医師手当	診療所の医師	診療所で医療に従事する医師（他の診療所及び保健センター等における医療に従事したときは、加算あり）	月額308,000円 （1回につき22,000円を加算）
往診手当	診療所の医師	往診に従事するもの	往診料の額 （30万円限度）
校医手当	診療所の医師	市内の小中学校の校医であるもの	1校につき 年額 75,500円
保育所医手当	診療所の医師	市内の保育所医であるもの	1保育所につき 年額 20,000円
予防接種手当	診療所の医師	予防接種に従事	1日 2,700円
離島勤務手当	離島に所在する出張所等に勤務する職員	離島に所在する出張所（出張所分室を含む。）、診療所（分院を含む。）、小中学校及び保育所に勤務する職員	月額 23,000円 （ただし、支給日から3年を経過した者及び通勤により勤務する者については、月額3,000円）
用地交渉手当	用地交渉業務に従事する職員	用地の取得又は処分のため継続的に交渉業務に従事	日額 350円
放射線取扱手当	放射線照射作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事	日額 230円

（４） 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）（企業職を除く）	7,581万5千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	105,445円
支給実績（18年度決算）	4,670万8千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	60,976円

（５） その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）※企業職を除く	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）		
扶養手当	配偶者	同じ		1億2,796万3千円	259,034円		
	配偶者以外					配偶者以外の扶養親族2人まで	6,500円
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人					11,000円	

	満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 5,000 円加算				
地域手当	当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する	同じ		10 万 6 千円	17,641 円
住居手当	自宅居住職員（※自宅の新築・購入から 5 年間に限る） 2,500 円	同じ		4,482 万 6 千円	207,527 円
	借家・借間居住職員（月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員） 27,000 円以内				
通勤手当	交通機関を利用して通勤する職員（2km 以上） 55,000 円以内	同じ		2,652 万 5 千円	72,274 円
	自動車等交通用具を使用して通勤する職員（2km 以上・使用距離に応じて） 24,500 円以内				
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 ・ 23,000 円＋加算額 ※加算額は距離に応じて 6,000 円～45,000 円	同じ		428 万 4 千円	306,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・ 課長級：給料月額額の 12% ・ 課長補佐級：給料月額額の 8% (※ただし、H17.4.1 から当分の間 12%は 10%、8%は 7%で支給する)	異なる	国：8～25% ※支給割合が異なる	3,059 万 7 千円	397,369 円
初任給調整手当	医療職給料表の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員 ・ 306,900 円（採用の日から 35 年の期間に限る）	異なる	国：採用の日以後の期間の区分に応じて額が変動	1,104 万 8 千円	3,682,800 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合 ※勤務 1 時間当たりの給与額×135/100×休日勤務時間数	異なる	※勤務 1 時間あたりの給与額の算出方法が異なる	3,058 万 6 千円	343,666 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 ・ 勤務 1 回につき 4,200 円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあっては 20,000 円、看護師の宿日直勤務にあっては 7,200 円）	異なる	国：勤務時間が 5 時間未満の場合は、百分の五十を乗じて得た額	666 万 9 千円	555,733 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合 ※勤務 1 時間当たりの給与額×25/100×深夜勤務時間数	異なる	※勤務 1 時間あたりの給与額の算出方法が異なる	387 万 3 千円	44,010 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に勤務した場合 ・ 課長級：6,000 円 ・ 課長補佐級：4,000 円	異なる	国：管理職手当 8%適用職員は支給されない	0 千円	0 円
医師調整手当	旧玉之浦町玉之浦診療所に勤務していた医師で引き続いて五島市玉之浦診療所に勤務するもの ・ 460,000 円（※平成 20 年 9 月までの間に限る）			552 万円	5,520,000 円
へき地手当	教育委員会に勤務する指導主事に対し、長崎県市町村立学校県費負担職員の給与等に関する条例第 10 条の 5 の規定に準じて支給する。 ・ 給料及び扶養手当の月額額の合計額の 100 分の 25 を超えない範囲内			40 万 5 千円	101,264 円

へき地手当に準ずる手当	教育委員会に勤務する指導主事に対し、長崎県市町村立学校県費負担職員の給与等に関する条例第10条の6の規定に準じて支給する。 ・給料及び扶養手当の月額合計額の100分の4を超えない範囲内			0千円	0円
義務教育等教員特別手当	教育委員会に勤務する指導主事に対し、長崎県市町村立学校県費負担職員の給与等に関する条例第18条の2の規定に準じて支給する。 ・月額22,000円を超えない範囲内			21万4千円	53,400円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員 ・給料月額に相当する額	同じ		99万6千円	996,300円

5 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		給料月額等	(参考) 類似団体における最高/最低額
給料	市長	830,000円 (664,000円)	940,000円/259,000円
	副市長	680,000円 (544,000円)	769,000円/249,000円
報酬	議長	433,000円 (411,300円)	598,000円/230,000円
	副議長	351,000円 (333,400円)	522,000円/200,000円
	議員	335,000円 (318,200円)	465,000円/180,000円
期末手当	市長 副市長	(19年度支給割合) 3.3月分	
	議長 副議長 議員	(19年度支給割合) 3.3月分	
退職手当	市長 副市長	(算定方式) 報酬月額×支給割合 600/100×在職年数 報酬月額×支給割合 360/100×在職年数	(1期の手当額) (支給時期) 19,920,000円 任期毎 9,792,000円 任期毎

※ 1 市長、副市長については平成18年4月1日から給料の20%減額を実施しており、()書きは減額後の額です。

※ 2 議長、副議長及び議員については平成19年1月1日より報酬の5%減額を実施しており、()書きは減額後の額です。

※ 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

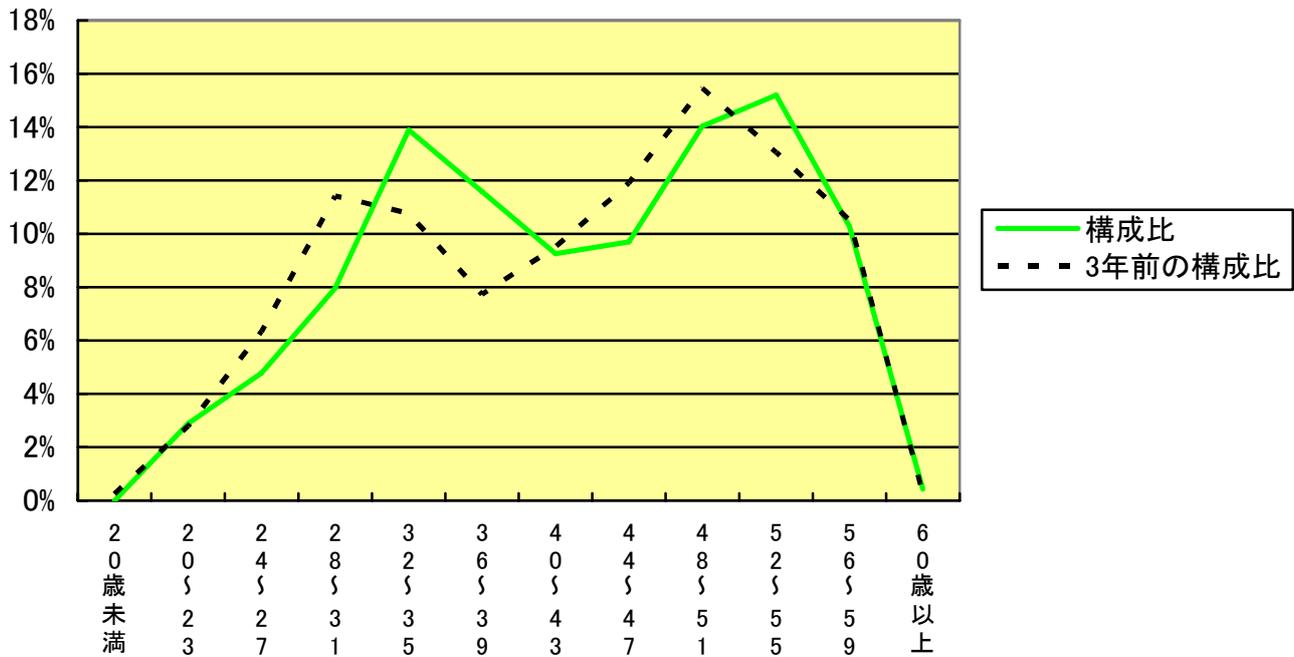
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門		職 員 数		増減数	主な増減理由
		平成 19 年 4 月 1 日現在	平成 20 年 4 月 1 日現在		
一般行政部門	議 会	6	6		退職不補充、部門間異動による減員
	総務企画	181	169	▲12	
	税 務	38	35	▲3	
	農林水産	61	53	▲8	
	商 工	19	19		
	土 木	47	44	▲3	
	民 生	68	55	▲13	
	衛 生	60	58	▲2	
	小 計	480	439	▲41	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 99.40 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの 職員数 98.56 人)
特別行政部門	教 育	62	58	▲4	退職不補充、部門間異動による減員
	消 防	97	98	1	
	小 計	159	156	▲3	
公営企業等 会計部門	病 院	18	16	▲2	退職不補充、部門間異動による減員
	水 道	40	38	▲2	
	交 通	7	5	▲2	
	そ の 他	32	37	5	
	小 計	97	96	▲1	
合 計		736 [911]	691 [911]	▲45 [0]	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 156.45 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
職員数	0 人	20 人	33 人	55 人	96 人	80 人	64 人	67 人	97 人	105 人	71 人	3 人	691 人



(3) 定員適正化計画

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H17~H22年度
	計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	計
減員		▲25	▲26	▲36	▲61	▲25	▲34	▲207
増員		14	3	6	16	2	6	47
差引		▲11	▲23	▲30	▲45	▲23	▲28	▲160
職員数	800	789	766	736	691	668	640	—

※ H16年度は、平成16年8月1日合併時の職員数です。

職員の定員適正化計画については、国が示す定員モデルの数値及び類似団体別職員数等の状況の分析や、将来の行政需要等を勘案して平成18年8月17日付で策定しています。

定員適正化の手法としては、今後、行政改革大綱及び行政改革実施計画に基づき、事務事業・組織機構の見直し等を進めながら、適正化に努めることとしています。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A
19年度	5億740万3千円	2,207万円	9,499万9千円	18.7%

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉	計 B	
19年度	17人	6,170万2千円	789万2千円	2,540万5千円	9,499万9千円	558万8千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成20年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項 給与の抑制措置

- ・ 職員の給与の10%引き下げ（平成18年4月1日より実施）

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
五 島 市	42.3歳	329,658円	470,129円
団体平均	45.5歳	374,552円	571,242円
事業者	歳		円

- (注) 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額である。
平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企 業 職	五島市（企業職を除く）
1人当たり平均支給額（19年度） 149万4千円	1人当たり平均支給額（19年度） 157万3千円
(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成20年4月1日現在）

企 業 職			五島市（企業職を除く）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（5%～50%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（5%～50%加算）		
1人当たり 平均支給額	自己都合 1,368万5千円	勸奨・定年 2,657万2千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に五島市を退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	118万8千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	69,873円

エ その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）※	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ	411万4千円	316,435円	
	配偶者以外	配偶者以外の扶養親族				6,500円
		配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人				11,000円
		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子				5,000円加算
住居手当	自宅居住職員（※自宅の新築・購入から5年間に限る）	2,500円	同じ	164万4千円	205,507円	
	借家・借間居住職員（月額12,000円を超える家賃を支払っている職員）	27,000円以内				
通勤手当	交通機関を利用して通勤する職員（2km以上）	55,000円以内	同じ	45万7千円	41,559円	
	自動車等交通用具を使用して通勤する職員（2km以上・使用距離に応じて）	24,500円以内				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・課長級：給料月額の12% ・課長補佐級：給料月額の8% （※ただし、H17.4.1から当分の間12%は10%、8%は7%で支給する）	同じ		48万9千円	489,456円	

